

いわゆる「ごみ屋敷」対策について

いわゆる「ごみ屋敷」問題に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、平成28年12月1日から施行し、対策を進めています。

1 「ごみ屋敷」の件数について

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

	平成29年 3月末時点	平成29年度 上半期に 新たに把握	合計 (延べ件数)	近隣への影響 が解消した	平成29年 9月末時点
全市合計	67件	33件	100件	23件	77件

(各区の内訳は裏面に記載)

2 排出支援について

条例に基づき、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行っています。なお、排出支援後は、区役所が円滑に福祉サービスの導入を図るなど再発防止につなげています。

●排出支援を行った件数 **8件**（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）

3 措置の実施

周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行を行います。

●条例第7条第1項に基づく文書指導の実施 **1件**
(経緯)

- 崩落の危険がある箇所が複数あり解消が困難な案件に対し、区、資源循環局、健康福祉局に加え、関係する部局を交え解決に向けた検討を行ってきた。
- 区役所が主体となり支援した結果、堆積者も撤去の必要性を認識するようになったが、自身のペースで片付けることに固執したため、堆積物の撤去が進まない状況だった。
- 6月末に健康福祉局から堆積者本人に条例の趣旨等を説明し、堆積物を撤去するよう条例に基づく文書指導を行うとともに、行政による排出支援を行うことの同意を得た。
- 文書指導後に資源循環局職員が中心となり、排出支援を3回実施し、崩落の危険性を回避したが、近隣への影響は完全に解消されていない。
- 残っている堆積物の撤去に向けて、臨床心理士の協力を得ながら支援を継続している。

4 これまでの取組の振り返り

●健康福祉局と資源循環局が条例を共管し対策を進めることで、排出支援など共同で作業を進める関係が構築され、福祉部門と環境部門との連携が強化されました。

●排出支援については、屋内にのみ堆積物がある「ごみ屋敷」の中にも、堆積量が膨大で居室の維持や衛生面などから通常作業では対応が困難なものなどについて、事前に区役所と当局で十分な協議を行い、それぞれの事案に適した手段で円滑に排出支援を行うことができました。

●大規模な排出支援を行う際、近隣の学校等から駐車場や休憩場所を提供いただく等、地域の方々と連携した取組を行うことができました。

各区の件数について

区名	平成29年3月末時点の不良な生活環境の件数	平成29年4月から9月末までに新たに把握した不良な生活環境の件数	平成29年9月末までに把握した不良な生活環境の件数(延べ)	近隣への影響が解消された件数	平成29年9月末時点の不良な生活環境の件数
全市合計	67	33	100	23	77

【区ごとの詳細】

鶴見	6	4	10	3	7
神奈川	3	2	5	2	3
西	5	0	5	0	5
中	16	2	18	4	14
南	5	2	7	2	5
港南	0	1	1	0	1
保土ヶ谷	3	2	5	1	4
旭	9	4	13	4	9
磯子	4	0	4	0	4
金沢	2	9	11	3	8
港北	5	1	6	2	4
緑	1	0	1	0	1
青葉	1	1	2	0	2
都筑	1	4	5	0	5
戸塚	3	1	4	2	2
栄	2	0	2	0	2
泉	1	0	1	0	1
瀬谷	0	0	0	0	0